

平成 30 年 9 月 6 日
株式会社日本政策金融公庫
岐 阜 支 店

「平成 30 年台風第 21 号及び 8 月 30 日からの大雨により被害を受けられた農林漁業者等の皆さまの相談窓口」の設置について

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）岐阜支店農林水産事業は、9 月 6 日付で「平成 30 年台風第 21 号及び 8 月 30 日からの大雨により被害を受けられた農林漁業者等の皆さまの相談窓口」を以下のとおり設置しました。本災害により被害を受けられた農林漁業者等の皆さまに対し、心からお見舞い申し上げます。

相談窓口	お問い合わせ先
岐 阜 支 店 農林水産事業	電 話 058-264-4855 住 所 岐阜市吉野町 6-31 岐阜スカイイング 37 西棟 3 階

日本公庫は、本災害による被害を受けられた農林漁業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

【主な資金制度】

資金名	資金の使いみち (※1)	融資限度額	融資期間 (うち据置期間)	利率 (※2)
農林漁業施設資金 (災害復旧施設)	災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金	負担額の 80%又は 1 施設あたり 300 万円 (特例 1 施設あたり 600 万円 (※3)) のいずれか低い額	15 年以内 (3 年以内)	0.40% 以内
農林漁業 セーフティネット 資金(災害)	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	【一般】 600 万円以内 【特認】(※4) 年間経営費等の 3 / 12 以内	10 年以内 (3 年以内)	0.25%

※1 災害を原因としてこれらの資金をご利用いただく場合には、市町村長が発行する「罹災証明書」が必要となります。

※2 利率は平成 30 年 9 月 6 日現在のものです。金利情勢により変動します。

※3 融資限度額を引き上げなければ当該災害復旧の実施が困難と認められる場合に適用されます。

※4 簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用されます。